

# 学 会 彙 報

2014年 4月11日 西日本教育行政学会第 35 回大会プログラムの発送

2014年 5月17日 『教育行政学研究』第 35 号の刊行

《論説》

チャータースクールとコモンコア・ステイトスタンダードにみる  
新たなガバナンス

佐々木 司

《研究論文》

米国ミネソタ州における新しい教員評価制度の意義

— 連邦教員政策と関連して —

藤村 祐子

広島県下公立高等学校における授業評価に関する事例研究

— 教員評価・学校との関連性 —

小早川 倫美

2014年 5月17日 西日本教育行政学会第 65 回大会開催<大阪市立大学>

<研究発表>

ロシア教育アカデミーの組織改革動向

黒木 貴人 (広島文化学園短期大学)

米国科学技術政策における理数教育施策

— アメリカ COMPETES 法制定過程における連邦議会の動向を中心として —

市田 敏之 (皇學館大学)

米国教育行政における進歩（革新）主義と個人主義の関係

西東 克介（弘前学院大学）

学校教育評価のためのシステム分析

— Education WeekのQuality Countsを中心にして—

佐々木 司（山口大学）

広島県下公立高等学校における授業評価に関する事例研究

— 教員評価・学校評価との関連性 —

古賀 一博（広島大学）

小早川倫美（鳥取短期大学）

黒木 貴人（広島文化学園短期大学）

田澤 翔吾（福岡県立水産高等学校）

2014年 9月25日

学会ニュース第 57 号発行

『教育行政学研究』第 36 号の投稿申し込み用紙発送

2015年 2月17日

西日本教育行政学会第 37 回大会（福岡大学）案内、発表申込書等発送

# 西日本教育行政学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。
- 第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 会員の研究物及び情報の交換
  2. 研究大会の開催
  3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
  4. その他の事業

## 第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。
- 第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。
- 第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。
- 第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

- 第8条 1) 本会に次の役員を置く。
- 会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
- なお、副会長は複数置くことができる。
- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。
- 第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。
- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。
- 第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。
- 第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。
- 第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。
- 2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

## 第5章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機 関 誌 発 行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介を掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、4名で構成される。  
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする

## 「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400字詰横書原稿用紙40枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。  
なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の9ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
- 7 外国語でAbstract（500 words以内）を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年12月15日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。  
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

本学会紀要第 36 号が完成しましたのでお届けいたします。教育行政学研究者にとって、本年は地方教育行政法の改正により、教育委員会をはじめとする研究フィールドの法的基盤が大きく変わる年となりました。文科省による諸答申やまとめも矢継ぎ早に開示され、我が国の教育全体が大きな改革の波に洗われようとしています。【論説】のコーナーには 2014 年度にフランスで在外研究中に最新の情報を含んでご寄稿いただいた松原勝敏会員の「フランスにおける教員養成制度改革」、高妻の「イギリスにおける学校改革を巡る今日の状況」の 2 編を収録いたしました。直近の動向の紹介もあって、フランスとイギリスの状況が並列的にご理解いただけるものと思います。我が国の教員養成制度改革の進展が見込まれる今日の状況において、両国の特色ある改革事例には興味深い知見が含まれているように思えます。

本号の個人研究には 2 編を掲載しました。いずれも若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）を活用した研究成果です。従来通り、自由投稿論文の査読には編集委員全員があたり、広範囲の、かつ、詳細な査読意見に対して適切な修正が施され、今後のスプリングボードになる基礎的研究と位置づけられる意欲的な研究成果です。若手研究者におかれましては助成金への積極的な応募とともに、いっそうの活躍を期待します。大会も緊張感に包まれるなか活発な議論が展開されていますので、発表のみならず中堅会員を含めて、多くの投稿論文をお待ちしております。

編集委員長 高妻 紳二郎

### 【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）  
委員 佐々木 司（山口大学）  
委員 上寺 康司（福岡工業大学）  
委員 高瀬 淳（岡山大学）

### 教育行政学研究

印 刷 平成 27 年 5 月 16 日  
発 行 平成 27 年 5 月 16 日  
発 行 者 西日本教育行政学会  
〒880-8520 宮崎市船塚1-1-2  
宮崎公立大学人文学部  
住岡敏弘 研究室内  
TEL 0985-20-4830  
FAX 0985-20-4820  
印 刷 所 グランド印刷株式会社  
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15  
TEL : 088-622-8448

## **Studies on Educational Administration**

---

### **Special Papers**

Katsutoshi MATSUBARA : Reform of Teacher Training System in France

Shinjiro KOZUMA : The Actual Condition over the School Reform in England  
—how does school improvement executed and what is  
'support'? in comparative point of view between  
England and Japan—

### **Articles**

Tomomi KOBAYAKAWA : The Characteristics and Problems of Maintaining  
Educational Conditions on Standards for Establishment  
of High School Education

Toshiyuki ICHIDA : Factors of the Enactment of the America COMPETES  
Act : An analysis of the considerations of Congress

---

**No.36 May 2015**

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research